

4月から 年金制度が変わります

4月から次の事項について年金制度が変更されます。

■保険料の変更

保険料が月額1万3580円から、月額1万3860円に変更されます。

■障害基礎年金等の見直し

従来の基礎年金と厚生年金は、同一事由のものだけが併給できる制度でした。このため、障害基礎年金の受給者は働きながら保険料を納付しても、年金給付に反映されない仕組みとなっていました。

障害のある人が働きながら保険料を納めたことが評価される仕組みとして、障害基礎年金と老齢厚生年金、または障害基礎年金と遺族厚生年金の併給ができるように制度が見直されました。

併給を申請される場合は、社会保険事務所へ選択申出書を提出していただくことになります。

■問合せ

○新居浜社会保険事務所

TEL 0897-35-1300

○年金ダイヤル

TEL 0570-05-1165

○市庁舎本館市民課

年金係 (内線2436)

国民健康保険資格異動の 届出をお忘れなく

4月は退職、就職、転入、転出など異動の時期です。これらの異動で加入している保険が変わった方は、市役所へ届出をしてください。

医療機関などで3割の自己負担による受診をするためには、資格異動の日から14日以内に届出をする必要があります。届出が遅れるとその間にかかった医療費は、全額自己

負担になります。

■国保の資格ができるとき

○国保の資格をお持ちの方が西条市に転入したとき(転入時に申し出てください)
○退職などで、職場の健康保険などをやめたとき(社会保険喪失証明が必要です)

○健康保険の扶養家族でなくなったとき(社会保険喪失証明が必要です)

○市外へ転出したとき(西条市で使っていた保険証を必

ず市役所へ返却し、転入先で新しい保険証の交付を受けてください)

○就職などで、職場の健康保険などへ入ったとき(加入している社会保険証の原本が必要です)

○死亡したとき
○住所地特例を受けている学生が卒業したとき

○住所の特例を受けるとき
○学校に通うため、市外に住所を移したとき(在学証明書が必要です)

○市外の福祉施設に入所したとき(在所・入所証明書が必要です)

※住所地特例は、年度ごとの更新が必要です。

■問合せ

○市庁舎本館市民課

市民係 (内線2422)

○東予総合支所市民生活課

市民係 (内線153)

○丹原総合支所市民生活課

市民係 (内線207)

○小松総合支所市民生活課

市民係 (内線135)

タクシー利用助成券と 公衆浴場無料開放利用券を交付します

4月3日(月)から受付開始

交付対象者の方は、住所・氏名・年齢が分かるもの(健康保険証、運転免許証、障害者手帳など)と、印鑑を持って、お近くの交付場所で手続きをしてください。

タクシー利用助成券について

■交付対象者

- ①在宅高齢者(満75歳以上で、所得税が非課税世帯の方)
- ②重度心身障害者(身体障害者手帳肢体不自由上肢1級、下肢1・2級、体幹1・2級、視覚障害1・2級、聴覚言語障害1級、内部障害1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方)

■交付枚数 ①…1人年間12枚(同一世帯の2人目からは年間6枚)
②…1人年間24枚

公衆浴場無料開放利用券について

■交付対象者 高齢者(満65歳以上)、障害者手帳所持者

■交付枚数 1人年間36枚

■利用できる公衆浴場

湯之谷温泉(洲之内)、吉原湯(神拝甲)、福長湯(大町)、いがり温泉(楢木)、宝湯(壬生川)、明神湯(高田)、曙湯(河原津)、道前溪温泉(丹原町来見)

■無料開放日 水曜日(いがり温泉は木曜日)

注意事項

- 年度途中での交付は月割りとなります。
- 昨年度に交付した利用券は、4月から使用できません。

交付場所・問合せ

■高齢者対象の交付場所

- 市庁舎別館高齢介護課 長寿・いきがい対策係 内線2342
- 東予総合支所福祉課 高齢介護係 内線133
- 丹原総合支所福祉課 高齢介護係 内線281
- 小松総合支所福祉課 高齢介護係 内線123
- 居住地の公民館(公衆浴場無料開放利用券のみ)

■障害者対象の交付場所

- 市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係 内線2325
- 東予総合支所福祉課 社会福祉係 内線131
- 丹原総合支所福祉課 社会福祉・援護係 内線210
- 小松総合支所福祉課 社会福祉・援護係 内線124